スリランカにおける自動車輸入制度、 手続きおよび関連事項に関する調査

2016年3月日本貿易振興機構(ジェトロ)貿易投資相談課コロンボ事務所

目次

はじめに	<u> </u>	1
第1章	スリランカの自動車市場	5
第2章	自動車の輸入規制	8
第3章	自動車の輸入手続き	. 12
第4章	通関手続き	. 14
第5章	関税等	. 17
第6章	車両登録手続き	. 18

参考資料

- 1.2016年度予算に示された自動車輸入政策
- 2. 貿易に関する用語集
- 3. 港湾·空港開発税
- 4. 車種別 FOB 価格表
- 5.2016年関税率表(抜粋)
- 6. 物品税/付加価値税
- 7. 書式集
 - ①事前教示制度
 - ②輸入管理許可書
 - ③輸出入ライセンス
 - ④輸入申告書
 - ⑤通関業者への委任状
 - ⑥税関からの委任状承認書(Acceptance of Proxy)
 - ⑦通関業者が提出する価格申告書
 - ⑧価格検証申請書
 - ⑨VAT 還付申請書
 - ⑩自動車登録書(MTA2)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)のコロンボ事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構(ジェトロ)の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

はじめに

本報告書はスリランカで自動車を輸入する際の輸入手続きに関する最新情報を、日本に拠点を置く輸出関係者に提供し、もって日本とスリランカの貿易活動の円滑化を図るための情報提供の第一歩とするものである。本報告書では、調査のために収集、分析した情報を 6 章にわたって掲載した。また、輸入手続きに使用される必要書類を参考資料として収録した。

第 1 章では、スリランカ人の自動車の購買傾向についていくつかの観察結果をまとめた。2015 年以降、スリランカの自動車市場は大きく発展し、自動車輸入がピークを迎えている。2016 年度予算では、道路の渋滞問題が議論され、関税の引き上げや車両所有権証書の取得義務など、輸入を削減するための短期的政策が取られた。しかし、スリランカが中所得国に移行しつつあことを考慮すれば、輸入の減少は一時的なものと思われる。

第2章では、外国からスリランカに自動車を輸入する際の規制に焦点を当てた。輸入実務のフローチャートを付し、輸入プロセスを説明した。さらに、特別輸入管理許可書に基づく自動車輸入に対する現行の資格基準とこのプロセスに関連するその他の規制及び事前教示制度の利用について説明した。

第3章は、自動車を国内に輸入する際に従うべき手続きの解説に充てた。この章で取り上げるテーマには、(1)一般的な引き合い、(2)発注段階、(3)支払手順、(4)車両を輸入する際に必要な書類、(5)コンタクトすべき機関、(6)輸入管理許可書に基づく車両輸入に必要な書類、(7) その他書類の説明が含まれる。輸入管理許可書は、特別待遇条件を含む輸入あるいは規制の対象とされる輸入の場合にのみ有効である。これらのライセンスは政府に代わり、輸出入管理局から発行される。

第4章では、通関手続きにおける作業と内容を詳しく説明した。港湾・空港開発税、通関代行業者、税関申告、港湾や税関での通関手続きについて記載した。

第5章は、関税の算定に必要な情報すなわち、関税の対象となる価格、関税の調整、為替、関税の査定および評価について解説した。

第6章では、貿易業者の登録や自動車所有者の登録、特に、初回登録方法、登録料、提出する必要書類などの法的要件や奢侈税など、自動車登録にかかる費用をまとめた。

自動車輸入者に必要なさまざまな書式は、巻末の参考資料に収録した。

第1章 スリランカの自動車市場

1.1 スリランカ人の自動車購買傾向

在スリランカの証券会社が 2015 年 9 月に行った市場調査によれば、都市や準都市に住む購買力のある層のスリランカ人の自家用車の購入意欲は旺盛である。自動車交通局の新車登録に関する 2015 年のデータ (表 1) によると、2015 年 9 月だけでも、1 万 5,000 台の自動車が登録された。これは 1 カ月あたりの新車登録台数における過去最大数である。前年同期比では、およそ 400% 増となる。

表 1 2015年月別新車登録台数

車両等級	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
自動車	6,663	5,070	6,807	5,948	6,738	8,469	10,452	9,802	15,017	11,679	10,894	未定	97,539
三輪 自動車	8,350	7,709	12,530	10,836	10,947	11,509	12,338	10,372	12,396	8,299	13,208	同上	118,494
二輪 自動車	30,011	25,578	42,179	26,890	27,577	30,998	33,372	26,559	30,527	32,194	32,400	同上	338,285
バス	745	291	496	180	288	256	326	345	337	271	316	同上	3,851
二重目的車	2,556	2,580	3,530	3,046	3,054	3,577	3,697	3,389	4,013	3,127	3,599	同上	36,168
大型 トラック	467	489	540	390	1,033	718	651	534	637	537	535	同上	6,531
陸上車― トラクター	589	473	610	580	964	900	793	628	708	1,228	1,324	同上	8,797
陸上車― トレーラー	164	157	197	124	159	193	210	185	189	161	147	同上	1,886
合計	49,545	42,347	66,889	47,994	50,760	56,620	61,839	51,814	63,824	57,496	62,423	同上	611,551

(出所) 自動車交通局

それに続く2カ月間(2015年10月、11月)はわずかに減少したが、1万台を上回り、依然として高水準であるといえる。この減少は、その期間に国の経済実態を考慮して、政府が輸入関税構造を変更したことで自動車販売価格が高騰したことに起因すると思われる。

その他、上記の市場調査から分かった興味深いことを以下に示す。

• 2015年9月に登録された自動車のうちの約60%は1000cc以下の区分である。そのうちの85%がインドで生産されたマルチ社¹の自動車である。2015年9月に登録されたその他の小型車は、スリランカのマイクロ社²の車が630台、ヒュンダイ車228台、タタナノ³車127台だった。新車の購入に120万~150万スリランカルピーを払うことができる人々にとっては、マルチ社が生産した自動車が最もポピュラーである。

-

¹この会社は日本のスズキ(株)から技術協力を得て操業を開始した。

²現地の会社で、中国や韓国から輸入した車の組立を行っている。

³インドのブランド名

- この期間に登録された新車及び中古車では、日本の中古車が急増した。2015 年 9 月の新車及び中古車登録台数は、前年同期比で 200%増となった。日本製中古車登録台数は、8 月に 3,891 台、9 月は 5,118 台だった。この期間にスリランカに輸入された日本の中古車は、大半がトヨタ車で、そのほとんどが日本での自動車オークションで落札された後、スリランカに輸出されたものである。
- ハイブリッド車もこの期間、日本から大量に輸入された。2015 年 9 月に登録された自動車のうち、人気モデル車はトヨタアクア 1,040 台、トヨタアクシオ 499 台、ホンダフィット 710 台、ホンダグレイスハイブリッド 202 台だった。自動車の利用者の中で、ハイブリッド車の人気を高めた最大の要因は燃費である。ハイブリッド車の登録は、8 月の 3,849 台から 9 月に 5,049 台に増加した。5,049 台のうち 4,591 台が乗用車、残りはジープとバンだった。ハイブリッド技術を搭載した車両では、スズキワゴン R タイプの車の人気が高まっている。スズキワゴン R タイプの車は、2015 年 1 月に登録されたのはわずか 8 台だったが、9 月には 1,637 台が登録された。一方、2015 年 1 月の登録台数が 1,263 台だったホンダヴェゼルは、9 月にはわずか 177 台と人気が落ち始めている。
- 電気自動車もスリランカで注目を集めた。電動式自動車のうち、日産リーフが支配的な地位を占めている。9月に登録された 471 台の電気自動車のうち、458 台がリーフだった。電気自動車の優れた技術と、国内のさまざまな場所で充電施設の利用が可能になったことがこの車の人気を高めた要因として挙げられる。電気自動車に対する注目度は非常に高く、米国生産の非常に高価でハイスペックのテスラ車(最低 1 億 6,000 万スリランカルピー)は 9月だけで 4 台がオンライン車両登録システム (RMV) に登録された。

1.2 最近の重要な進展

2015年12月、高税率と通貨安によって、2016年の自動車販売、特に小型車の販売における成長は減速する、とフィッチ・レーティングスは予測した。自動車ローンに対するより厳しい規制も、購買意欲に影響を与える。スリランカ中央銀行は、自動車ローンの「ローン対資産価値比率」の上限を70%と定めており、この規制は2015年12月に発効した。これは平均的スリランカ人の購買力を一定水準の層のみに制約することになる。あるリース会社によると、高い信用力のある顧客だけが、満額のローンを受けられるという。従って、この上限枠の影響を受けるのは、販売実数の20%程度であろうと予測されている。

2016年の政府予算では、小型車を含む自動車税は、CIF 価格の約 173%増。中古車のアンダーインボイス(インボイスの価格を実際より安く表記すること)を防止するために、2015年 10 月に導入された新規制では、中古車への課税評価方式が変更されたが、新車輸入者への影響はない。最近導入された新評価方式では、フルオプションの生産者価格が課税ベースとされた。

表 2 新規自動車登録台数 (年別)

CLASS OF VEHICLE	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015NOV
MOTOR CARS	20,237	5,762	23,072	57,886	31,546	28,380	38,780	97,539
THREE WHEELERS	44,804	37,364	85,648	138,426	98,815	83,673	79,038	118,494
MOTOR CYCLES	155,952	135,421	204,811	253,331	192,284	169,280	272,885	338,285
BUSES	1,180	739	2,491	4,248	3,095	1,805	3,851	3,851
SINGLE CABS			9,004	20,817	25,693	20,198	17,345	24,221
SPECIAL PURPOSE VEHICLES			378	1,224	1,143	756	808	1,110
DUAL PURPOSE VEHICLE	2,856	1,280	2,708	12,701	11,704	4,405	3,454	11,947
MOTOR LORRIES	13,588	7,823	10,803	12,446	10,445	4,525	3,851	4,918
PRIME MOVERS	106	183	293	573	283	139	170	269
LORRY TRAILERS	106	110	292	495	299	149	163	190
LORRY OTHERS(Fork Lift)	76	23	11					0
AMBULANCES	141	71	53	58	66	292	111	30
HEARSES	21	15	15	22	30	11	18	14
L.V.HAND TRACTORS	20,724	11,473	12,974	13,424	12,229	7,335	5,067	4,914
L.V. TRACTORS	3,339	2,292	4,310	6,649	6,221	3,437	2,003	3,883
N.A. TRACTORS	294	186	79					0
L.V. OTHERS(TRAILERS)	1,775	1,333	2,301	3,121	3,442	2,266	2,012	1,886
TOTAL	265,199	204,075	359,243	525,421	397,295	326,651	429,556	611,551

(出所) 自動車交通局

表 3 総自動車登録台数

Total Vehicle Population

CLASS OF VEHICLE	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015NOV
MOTOR CYCLES	1,604,648	1,760,600	1,896,021	2,100,832	2,354,163	2,546,447	2,715,727	2,988,612	3,326,897
MOTOR CARS	361,211	381,448	387,210	410,282	468,168	499,714	528,094	566,874	664,413
MOTOR TRICYCLES	361,727	406,531	443,895	529,543	667,969	766,784	850,457	929,495	1,047,989
BUSES	79,870	81,050	81,789	84,280	88,528	91,623	93,428	97,279	101,130
DUAL PURPOSE VEHICLES	193,380	196,236	197,516	209,228	242,746	280,143	304,746	325,545	361,713
MOTOR LORRIES	249,819	263,407	271,230	282,033	294,479	304,924	309,449	313,300	318,218
PRIME MOVERS	2,736	2,842	3,025	3,318	3,891	4,174	4,313	4,483	4,752
LORRY TRAILERS	6,044	6,150	6,260	6,552	7,047	7,346	7,495	7,658	7,848
LORRY OTHERS	1,811	1,887	1,910	2,299	3,523	4,666	5,422	6,230	7,340
AMBULANCES	1,878	2,019	2,090	2,143	2,201	2,267	2,559	2,670	2,700
HEARSES	296	317	332	347	369	399	410	428	442
L.V.TRACTORS	220,927	244,990	258,755	276,039	296,112	314,562	325,334	332,404	341,201
N.A. TRACTORS	399	693	879	958	958	958	958	958	958
L.V.TRAILERS	41,048	42,823	44,156	46,457	49,578	53,020	55,286	57,298	59,184

(出所) 自動車交通局

第2章 自動車の輸入規制

自動車輸入者が関与するスリランカの主な規制当局は、スリランカ税関、輸出入管理局、内国 歳入局、自動車交通局である。

2.1 スリランカ税関

1869 年関税法第 17 号 (The Customs Ordinance No.17 of 1869) およびその改正法は、通関手続き について規定している。重要な改正は、1958 年、1968 年、1974 年、1988 年、1991 年、2003 年 に行われた。

上記の法令および改正法に加え、官報(Gazette)で公示されるさまざまな規制がある。

2.2 輸出入管理局

1969 年輸出入管理法第 1 号(Import and Export Control Act No.1 of 1969)およびその改正法が規定する輸出入管理局規定によれば、輸入管理許可書の要件の下に、政府の輸入政策が管理されている。一般的に、仕向港で荷揚げされた時点で、車齢 2 年未満の中古車については、輸入許可書なしに政府は一定の条件の下で中古車の輸入を許可する。車齢が 2 年以上の中古車の輸入は許可を取得しなければならない。特に指定のない限り、許可書は発行後 3 カ月間有効である。輸入許可書を取得した輸入者は、輸入総監から期限を延長する許可を得ない限り、許可書の有効期限満了前に物品を輸入しなければならない。さらにその輸入者は許可書に記載された条件を遵守する義務を負う。

船積日以前に、当該中古車が車齢2年を超える場合は、輸入管理局から輸入管理許可書を取得する必要がある。船積日は、船荷証券(B/L)の日付と見なされる。中古車の車齢を証明するため、荷受人は、船積みをする国の各当局が発行する「輸出抹消登録証明書」を提出する。HSコード(関税品目番号)87.01、87.02、87.03、87.04、87.05 および87.11 に該当する車両に対する支払いは、スリランカ中央銀行が規定する条件に従い、信用状(L/C)によってのみ行われる。関税の算定は中古車のCIF(運賃保険料込み)価格に基づく。

輸入管理許可書で輸入できるカテゴリーは表 4 のとおり。海外で働いたスリランカ人(100 Earned Exchange Scheme)、スリランカ在住の外国人(120 Importation of vehicles by Non-Nationals)、あるいは特殊自動車に限定される。ただし、政策によりいくつかの区分については一定期間一時休止とされる場合もある。輸入する際に自動車交通局から区分についての情報を確認すること。輸入許可書は、商業向け/非商業向け、または委託契約/非委託契約と目的別に発行される。規制対象車両は輸入管理の対象となる。

表 4 輸入の際の車の区分(カテゴリー)

Categories of Importation							
Category Code	Description						
100	Earned Exchange Scheme						
120	Importation of vehicles by Non-Nationals						
130	Importation of vehicles by Foreign Embassies						
140	Importation of used vehicles by Disabled Persons						
150	Importation of used vehicles by Social Service Organizations						
160	Importation of vehicles by Resident Guests						
170	Importation of used vehicles by Religious organizations						
180	Special Purpose Vehicles						
200	Hearses						
210	Air craft Parts & Accessories						
220	Engines						
230	Body Shells (Import Control Licenses are not issued for commercial						
	purposes)						
235	Cabin						
240	Motor Cycles						
250	Miscellaneous						
255	Custom Auctions						
260	Importation of vehicles by SLOS officers						
270	Heavy Vehicles						
275	Heavy Vehicles not for use on roads						

2.3 内国歳入局 (IRD)

付加価値税(VAT)、納税者番号(TIN)の登録および車両所有権証書(VEC)の取得は IRD で行う。2016 年予算規定によれば、個人購買者は所定の手数料を支払った後、車両を輸入または購入する前に、VEC を取得しなければならない。

2016年予算に関する情報は巻末の参考資料 1「2016年度予算に示された自動車輸入政策」を参照。

2.4 自動車交通局 (DMT)

自動車交通局は 1951 年自動車交通法第 14 号(Act No.14 of 1951)の下に設立された。この法律には多くの改正法がある。2009 年改正法第 8 号(The Amendment Act No.8 of 2009)は特に重要である。さらに、その法律によって権限を付与された大臣が定めた規則が官報で公示された。以下に抜粋を紹介する。

2009年改正法第8号第2節

第1項 自動車を登録しない限り、何人も自動車を所有または使用することはできず、この規定に従って、一定期間自動車を所有する資格を有する者は、その所有者として登録される。

第2項 自動車が販売されず、また道路上で使用されない限り、ディーラーが販売目的でスリランカに輸入した自動車を所有することは、第1項の違反とは見なされない。

第3項 一定期間自動車を所有する資格を有する者が、当該自動車を所有または使用した場合は、改正法第8号のPart III に基づいて発行された登録ディーラー免許の下に、自動車が合法的に使用され、その目的で指定された識別番号(distinctive number)がある限り、第1項の違反とは見なされない。

2.5 輸入の資格を有する者

現在では、自動車の車齢が2年以下で、車両所有権証書(VEC)があれば、誰でも自動車を輸入することができる。車齢が2年以上の自動車は、輸出入管理局から輸入許可書を取得後、輸入が可能になる。

2.6 その他の規制

日本からスリランカに向けた自動車の輸入規制

- 財務省は、現地取り扱い手数料その他関連費用を、関税の計算に含めて課税している。
- アンダーバリュー (実際の取引上の金額よりも安く申告し、後日実際の取引上の金額にて決済すること)を行って有罪判決を受けた者は、輸入許可書の取り消しを含む厳しい罰則が科せられる。
- 自動車の公表価格リストにない車種の場合、輸入者は事前にスリランカ税関から関税評価を受けなければならない。
- 路上使用適格性検査として、日本自動車査定協会(JAAI)、ビューローベリタスまたは 日本輸出自動車検査センター(JEVIC)の検査証明書が必要。

2.7. HS コードの事前教示制度

スリランカの税関行政は輸出入業者に対して、商品の輸出/輸入関税率を知るための関税分類番号 (HS コード) の事前教示の便宜を図る。事前教示の申請書式は巻末の参考資料 7 書式 1 を参照。

商品の実行関税率表上の適切な類や項が特定されればその商品に適用される関税率その他の税率が決まる。また、当該商品が輸出入規制の対象となるかどうかも分かる。事前教示を受けることで、通関手続きが容易になり、通関遅延も回避できる。従って、輸出入業者は商品の通関や輸送における不便や遅延を避けるために商品を輸入/輸出する前に、スリランカ税関局の関税分類課に、事前教示制度を申請することをお勧めする。

第3章 自動車の輸入手続き

3.1 輸入のフローチャート

スリランカ投資庁(Board of Investment: BOI) に登録した企業は、BOI を通して自動車を輸入するが、BOI に登録していない企業や個人は、通常「正規のプロセス (normal process)」として知られる手続きに従う。正規のプロセスにおいては、輸入者は、スリランカ税関局を通して書類を提出する必要がある。

日本から中古車を輸出する輸出者は、日本自動車査定協会(JAAI)から検査証明書を取得する 必要がある。JAAI からは検査証明書と併せて路上使用適格性検査証明書が発行され、通関の際 にその他の関連書類と共に提出される。その他の国から中古車を輸入する場合は、仕向地検査 の対象となる。これらの規定に準拠しない車両は、資格が判定されるまで、輸入者の費用負担 で入国港に留め置かれる。

輸入取引を完了するための手続きについては次頁のフローチャートを参照。

3.2 発注段階

- 通常の買主・売主の場合は、車両輸入の一般的な流れは、まず売主が買主に対し、CIF 価格およびモデル、色、オプション、日本での初回登録年月日など詳細を記した在庫リストを購入希望者に E メールで送ることから始まるが、時には輸入者がオンラインで(売主のウェブサイトから)リストを入手することもある。
- 日本の車の輸出者が、スリランカの輸入者に船積み予定日を通知し、プロフォーマイン ボイス (仮送り状) を送付、それを受け取った輸入者が L/C を開設する。

3.3 支払手順

購入を確認し、プロフォーマインボイスを受領後、輸入者は信用状(L/C)を開設する。税関規定によれば、L/C は船積み日以前に開設されていなければならない。輸入者は銀行から L/C 開設依頼書を受け取り、それに記入する。輸入者はプロフォーマインボイスを付属書類として提出する。その後 L/C が開設される。規定によれば、支払いは信用状(L/C)でのみ可能で、支払い条件は運賃保険料込み値段(CIF)または運賃込み値段(CFR)とする。CFR の場合、税関で課税価格の算定の際に海上保険金として、CIF 値の 1.5%分が追加される。

L/C を銀行から取得した後、輸出者は通関書類を輸入者に送付する。これに含まれる書類は、

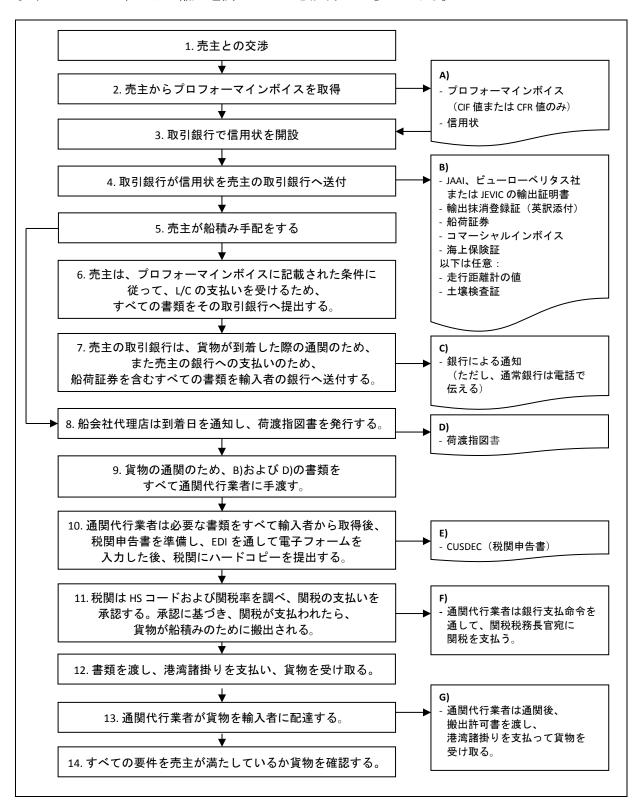
- o コマーシャルインボイス
- o 輸出抹消仮登録証明書
- o 抹消登録の英訳
- o 日本自動車査定協会 (JAAI) またはその他の認定機関が発行した船積前検査証明書
- 船荷証券 (B/L)
- o 保険証券(日本の輸出者から取得)

これらの書類のほとんどは、L/C要件として、輸出国側の銀行を通して輸入国側の銀行へ送付される。銀行は書類を検証し、L/Cの条件を満たしていれば、書類を輸入者の銀行へ転送

する。輸入者の銀行は転送された書類を検証し、L/Cの条件が満たされていれば、代金を輸入者の銀行口座から輸出者の銀行へ送金する。輸入者はその後、銀行から書類を回収し、輸出者は代金を受け取る。

図1 輸入手続きのフローチャート

以下のフローチャートは輸入通関プロセスを説明したものである。



為替は頻繁に変動することがあるため、取引の際の通貨を選ぶことは重要である。最も一般的に使われる通貨は米ドルである。ただし、日本からの自動車の輸入には日本円は一般に認められている。その他の国から輸入する場合は、売主と支払方法を決める前に、取引銀行の助言を得ること。銀行は輸入代金支払いの取り扱いにおいて経験が豊富であり、リスク評価に関する支援を提供する。これによって対外支払いをする際に生じる経費を軽減できることもある。

3.4 車両を輸入する際に必要な書類

関税法には、輸出入のプロセスに関するすべての規則、規定、手続きが明記されている。ただし、車両の輸入には通常 18 種類の書類が必要となる。それらは、

- o プロフォーマインボイス
- o L/C 開設依頼書
- o L/C
- 。 税関申告書
- o コマーシャルインボイス
- o 輸出抹消仮登録証明書
- o 抹消登録の英訳
- o 船積前検査証明書(JAAI 証明書)
- o 代行業者による価格申告
- 付属品の価格申告書
- o 精算表 (Working Sheet)
- 。 評価書
- o 船荷証券(B/L)
- o 保険証券
- 荷渡指図書 (D/O)
- 。 出入許可証
- o スリランカ港湾局 (SLPA) 納税書
- o スリランカ港湾局 (SLPA) 領収書

3.5 コンタクトすべき機関

- 。 輸入車の現地代理店
- ο 銀行
- o 船荷取扱店
- o スリランカ税関
- o スリランカ港湾局 (SLPA)

3.6 輸入管理許可書に基づく車両の輸入に必要な書類

1969年輸出入(管理)法第1号<The Import and Export (Control) Act No.1 of 1969>は、輸入管理 許可書の対象となる物品に関する規則、規定、手続きを規定している。輸入許可証を要する車 両の輸入には、一般的に次の書類が必要となる。

- 正しく記入された申請書 巻末の参考資料7の書式2を参照。
- プロフォーマインボイスのコピー2部
- 事業・商業登記証(申請者が法人の場合)または国民身分証明書(申請者が自然人の場合)の原本およびコピー
- 弁明書
- 輸入管理許可書 (ICL) 原本
- 船荷証券原本(B/L)
- 銀行の裏書のあるコマーシャルインボイス
- 税関申告書
- 車両登録証
 - o 船積前検査証明書
 - o 土壤検査証明書

その他の要件:

- a) 海外役務所得に対する輸入許可証の場合、送金明細に銀行は裏書をしなければならない。 裏書はインボイスと輸入管理許可書(ICL)の両方に必要。
- b) この裏書は全額払いまたは一部払いの場合の ICL にも適用される。

3.7 書類の説明

- 1. **コマーシャルインボイス** 売られた商品のインボイス(送り状兼請求書) 売主から買 主へ送付される。インボイスには商品の詳細、つまり商品の説明、価格、量などが記載 される。
- 2. **船荷証券 (B/L)** 荷主と貨物の運送業者(船会社)の間で交わされる物品運送契約を 証明する文書。売主は船積みする貨物を運送業者(船会社)に搬入し、その受取承認を 得た後、書類を買主へ送付する。
- 3. **関税評価申告書** 税関サービス部が発行する。輸入者として、買主は真実かつ正確な輸入品の価格を申告したことを示すため、これに記入、署名することが求められる。通常、この文書の提出は、買主の通関業者がコンピュータ上で行う。
- 4. **適法証明書** 日本から中古車を輸入する輸入者は、船積前に検査を受けるため、日本自動車査定協会(JAAI) にその中古車を提示する。その後、路上使用適格性検査証明書と一緒に発行され、通関時にその他書類と共に提示する。日本以外の国から輸入される中古車は仕向地検査の対象となる。これらの規定に準拠しない貨物は、資格が判断されるまで、輸入者の費用で入国港に留め置かれる。
- 5. **貨物引渡指示書** 港湾局が発行する。この書類によって、検証が済み、保管費その他の 費用を支払った後、貨物が買主またはその代行業者へ引き渡される。

車両を輸入するときに役に立つ用語一覧については、巻末の参考資料2「用語の解説」を参照。

第4章 通関手続き

4.1 港湾·空港開発税

車両を輸入する際には、関税のほか、港湾・空港開発税も支払わなければならない。

- (1) 港湾・空港開発税はスリランカへの入港、および出港するすべての手続きに対して、またコロンボに輸入またはコロンボから輸出する貨物に対して、港湾・空港開発税表に従って課税・徴収される(巻末の参考資料 3「港湾・空港開発税 Ports and Airports Development Levy」に記載なければ CIF 価格に対して 7.5%)。
- (2) 議会は時に応じ、公開会議で正当に可決された決議をもって、スリランカの港へ入港または出港する船舶に対し、またはコロンボに輸入またはコロンボから輸出される貨物に対して、港湾・空港開発税の増額、減額、廃止、または港湾・空港開発税率の変更をすることができる。あるいはその決議が可決された時点では非課税とされた場合でも、当該の船舶に港湾・空港開発税を課すことができる。あるいは、港湾・空港開発税の課税・徴収に関する条件、例外、規定を追加、削除、または変更することができる。これらの決議は官報で公示されない限り、効力を発しない。

4.2 通関業者

通関に必要な書類の準備を容易にするには通関業者のサービスを利用することが望ましい。コンピュータ上で申告する新たな通関システムの導入によって、今日ではこれがさらに重要となる。このシステムを利用できるのは、税関に登録され、訓練を受けた通関業者のみである。買主は、売主から受け取った書類の原本を通関業者に提出する。通関業者は必要な書類がすべて添付されているか確認し、買主に代わって税関サービス部に提出する。

4.3 税関申告書の提出および通関手続き

価格証明書は当該車両の輸出者のディーラーから受け取る。これにより車両の現行市場価格が分かる。これを基に税関部が関連する税の算定を行う。ただし、税関は既に一定の車両については価格表を独自に作成している(参考資料 4「車種別 FOB 価格表」を参照)。

輸入者はまた現地の船荷取扱店から荷渡指図書(D/O)を受け取る必要がある。

以下は輸入車両の通関手続きに必要な書類である。

- 車両の輸入者は CUSDEC (税関申告書) を 2 通作成し、税関に 1 通、港湾局に 1 通、手渡しまたはオンラインで提出する。
- 輸入者は記入済みの CUSDEC (ハードコピー) を次の付属書類と共に税関に提出する。
 - o コマーシャルインボイス
 - o 輸出抹消仮登録証明書
 - o 抹消登録の英訳
 - 船積前検査証明書(日本自動車査定協会が発行するため、JAAI 証明書ともいう)
 - 。 価格証明書
 - o 付属品の価格申告書

- o 精算表
- o 保険証券
- 船荷証券 (B/L)
- コンピュータに情報が入力されたら、申告書の番号が発行される。
 - o その後評価書が発行され、税関部が書類を検証し、マニフェストと照らし合わ せる。
 - o 書類が正しければ、輸入者(または代行業者)は、銀行に直接行って納税する。
 - o 支払いは支払指図書(Pay Order)または現金のみとする。
 - o 輸入者は税関部に領収書を持って戻り、口座を更新してもらう。
 - o 通関ルートを選ぶ。新車はグリーン・チャネルかファスト・トラック・チャネルを通るのに対し、中古車は必ずイェロー・チャネルを通る。

4.4 港や税関での通関

- 輸入者または通関代行業者は、スリランカ港湾局 (SLPA) へ行き、SLPA の港湾・空港 開発税の支払いをする。
- 支払いを行うために、次の書類を用意する
 - 荷渡指図書 (D/O)
 - 船荷証券 (B/L)
 - の 付属文書として、輸出抹消仮登録証明書。
- SLPA は納付を確認した証として、領収書を発行する。
- その後、輸入者は以下を提示して、(港湾の税関にいる)税関査定官に検査を依頼する。
 - o 価格証明書
 - 。 付属品の価格証明書
- 税関査定官が検査を行う。
- 輸入者が荷渡指図書および CUSDEC を通関事務所に提示し、通関事務所は書類を審査し、 必要があれば、検査を行う。
- SLPA は支払いと書類をマニフェストと照らし合わせ承認する。
- その間に、通関代行業者は以下を SLPA の係員に提出して、出入許可証をもらう。
 - o CUSDECのコピー
 - 荷渡指図書 (D/O)
 - 船荷証券 (B/L)
- 出入許可証が発行され、書類が検証された後、鍵担当係員へ案内される。そこに車両の 鍵が集められている。
- 通関代行業者はヤードの警備施設に行き、タリー・シートにサインし、ヤードに行く。
- SLPA の入り口に車両を移動させるため、通関代行業者はキーを SLPA のドライバーに渡し、その後輸入車のドライバーが輸入車の施設に移動する。ほとんどの車両がコロンボ港ではなく、ハンバントタ港に到着するため、通関済みの車両は、ハンバントタ港から自動車運送車で輸入者の施設に運ばれる。

第5章 関税

5.1 通関にかかるコスト

車両は HS コード 87.01、87.02、87.03、87.04 および 87.11 に該当する。輸入の評価は関税率表に基づき、時折改正され、官報で公示される(巻末の参考資料 5「2016 年関税率表(抜粋)」を参照)。

課税価格は、この下記に基づいて算定される。

以下の項目<u>1A</u>または<u>1B</u>および<u>2, 3, 4, 5</u>の総額。

- 1A 新車の場合 次のi)またはii)のどちらか高い方の額。
 - i) 関税税務長官が、当該車の生産者が提出した価格に基づいて決定した価格
 - ii) 実際に取引された車両の本船渡し(FOB)価格及びスリランカの港に車両 が到着するまでに生じるさまざまな諸費用
- 1B 中古車の場合 実際の車両本船渡し (FOB) 取引価格及びスリランカの港に車両が到着するまでに生じるさまざまな諸費用
- 2 スリランカの港までの輸送費
- 3 スリランカの港までの保険費用
- 4 スリランカの港までの輸送に関連する荷積み・荷下ろしおよび取扱い手数料。
- 5 車両がスリランカの港に到着するまでに、買主に発生する仲介・販売手数料

さらに付加価値税 11%、国家建設税(Nation Building Tax: NBT)2%が加算されます。

関税その他の諸税はすべて、輸入時に支払う。当該関税は、巻末の参考資料 6「物品税/付加価値税」に示した税が上記の算定額を加えて計算される。自動車の物品税はエンジンの排気量(立法センチメートル、cm³)または、規定値(CIF+関税その他)に基づく。

5.2 課税価格の調整

輸入者は課税されるすべての費用について認識しておく必要がある。

- i) 課税価格を決定する際は、次の費用のいずれかまたはすべてが(買主から売主に対し)実際に 支払われた、または支払われるべき価格に追加される。
 - a) 輸入貨物に対して実際に支払われた、または支払われるべき価格に含まれない買主に発生する費用
 - ◆ 買付手数料を除く委託・仲介手数料
 - ◆ 当該貨物と同じ取扱いを受けるコンテナの通関費用
 - ◆ 労賃か資材費かを問わず、その取扱い費用
 - b) 製造に使用する目的、あるいは輸入品を輸出する目的で、買主が無償で、あるいはより少ない費用で、直接または間接に提供した物品やサービスで、実際に支払った、または支払 われるべき価格に含まれない額

- c) 評価の対象となる物品の販売条件として、買主が直接または間接に支払うべきロイヤル ティおよびライセンス料で、実際に支払われた、または支払われるべき価格に含まれな い額
- d) 輸入品がその後再販、処分または使用されることで、直接または間接に売主に生じる利益の一部としての価額
- ii) 輸入品に対して実際に支払われた、または支払われるべき価格に含まれる額として、以下の ものもまた追加される
 - a) スリランカの輸入港・輸入地へ輸入する貨物の輸送費
 - b) スリランカの輸入港・輸入地までの輸送に関連する荷積み・荷下ろし及び取扱い手数料
 - c) 追加されていない場合は、保険費用

実際に支払われた、または支払われるべき価格に追加するものは、客観的かつ定量化できるデータに基づいてのみ行われるため、関税率表に規定されたものを除き、その他に実際に支払われた、または支払われるべき価格に追加されることはない。

5.3 為替レート

為替レートは、適切な税関吏に通関申請され、受理された時点で、中央銀行が公表する最新の 売相場レートとする。

5.4 関税の査定

関税率とその他税率は、官報で公示される。

5.5 評価

自動車の評価に際し、税関は原産地および現地での流通手段に基づく4本の柱から成る方法を用いている。財務省は「現地取扱い手数料」の定義、およびそこに含まれる項目を再定義した。アンダーバリューの罪で有罪判決を受けた者は、輸入ライセンスの取り消しを含む厳しい罰則が科せられる。車両の公表値がある場合、輸入者は輸入前にスリランカ税関からそれを取得する必要がある。

4方向からのアプローチ。

- 1) スリランカに輸入される日本およびタイの国内モデルに対しては、スリランカに輸入される最も一般的な最高性能のモデルの価格に基づく。価格は輸出国の諸税を除く生産者価格に基づく。この情報は生産者のウェブサイトおよび官庁出版物から得ることができる。
- 2) 新車ディーラー価格で輸入された車両に対しては、生産者のインボイス価格に基づく。 検証の情報源は車両の生産者が発行/証明したインボイス。

- 3) 新車ディーラーや並行輸入業者が輸入する一般的な車両モデルに対しては、新車ディーラーから並行輸入業者にまで拡大することを考慮し、価格は生産者価格に基づく。価格が一致しない場合は、特定のモデルについて、担当大臣が価格を提示する。情報源は車両の生産者が発行/証明したインボイス。あるいは、大臣が省内およびスリランカ税関と相談の上、一定の価格を決める。
- 4) 上記1)で述べた以外の国で生産された車両に対しては、中古車の輸入者が一手に輸入する場合、輸出国の生産者価格に基づく。情報源は生産者の公認ウェブサイトまたは、その他公認された出版物とする。

第6章 車両の登録

6.1 初回登録

- スリランカで自動車登録をする車両は、それ以前にスリランカで登録していない車両に 限る。
- スリランカでは、左ハンドル車は登録できない。
- 車両登録に使われる申請書はコンピュータ化されていて、書式(MTA-2)に英語でのみ 記入する。自動車を登録する際に提出する必要書類は、官庁の営業日の午前9時から午 後1時半まで、コロンボ05のナラヘンピタにある自動車交通局(DMT)本部あるいは 該当する登録支所に提出する。
- バイクのみは県次官事務所の DMT 支所で登録できる。
- 申請書フォームは無料で発行される。
- 申請書フォームは県次官事務所の申請カウンターで入手できる。
- 即日登録が可能。手数料は表5参照。

表 5 自動車登録料

車両の種類	登録料 (ルピー)	ナンバー プレート (ルピー)	検査料 (ルピー)	郵便料金 (ルピー)	移動費用 (ルピー)	登 <mark>録遅延</mark> 期間	罰金	ナンバー プレートの サイズ
自動車 (1600cc 以下)	15,000	3,300	500	50	7,750	30 日以上 1年以内 1~2年 2~3年 3~5年 5年以上	6,000 7,500 10,000 15,000 25,000	1 x 4 1 x 2
自動車 (1600cc 以上)	20,000	3,300	500	50	7,750	30 日以上 1年以内 1~2年 2~3年 3~5年 5年以上	6,000 7,500 10,000 15,000 25,000	1 x 4 1 x 2
二重目的車	15,000	3,300	500	50	7,750	30 日以上 1年以内 1~2年 2~3年 3~5年 5年以上	6,000 7,500 10,000 15,000 25,000	1 x 4 1 x 2

6.2 提出書類

- 1. MTA-2 申請フォーム
- 2. 車両所有者の写真 2 枚 (2.0×2.5 インチ) (写真の裏面に、Grama Niladhari「村役人」または当該地域の車両の輸入者の証明が必要)
- 3. 自動車所有者の国民身分証明書、運転免許証または有効パスポートのコピー1枚。
- 4. 通関申告書(税関 53)
- 5. 関税納付書 (課税通知書) 原本
- 6. 新車の場合は該当するインボイス
- 7. 再生車の場合は、外国での登録証(英語訳添付)
- 8. 輸入許可証で車両が輸入された場合は、該当する許可証。
- 9. 絶対所有権の登録には、書式 MTA-3 を提出。

- 10. 抵当権付登録の場合は、譲渡抵当捺印証書のコピー。
- 11. 税関、陸・海・空軍または裁判所のオークションで取得した自動車の場合は、当該当局が発行する書簡および受領書。
- 12. 2007年3月1日以降に出荷された車両がHSコード8702,8703,8704 および8705に該当する場合は、輸出前検査証明書。
- 13. 新車の場合は、当該車両モデルの現物見本または当該重量測定証明書。
- 14. 企業名で登録する場合は、その企業の登録証のコピー1部。
- 15. 自動車検査士の報告書。
- 16. 当該車両の前面および車体のカラー写真(02 ハガキ大)。(シャシーナンバーを記載し、 申請者がサインする)
- 17. 自動二輪車の場合は、自動車検査士の証明付きパッキングリスト。
- 18. 輸入再生バイクの場合は、税関の書類に加え、エンジンおよびシャシーナンバーに自動車検査士の証明が必要。
- 19. スリランカで生産・組み立てられた自動車の場合は、そのシャシー/エンジンナンバーを Assistant Commissioner が承認した書簡を提出する。
- 20. 免税措置を受けて輸入した場合は、免税許可証。

6.3 貿易業者の登録

自動車交通法に基づき、自動車の輸入に携わる企業は自動車交通局に登録しなければならない。輸入業者としての登録には以下の書類の提出が必要となる。

- 車両5台の通関証
- 貿易会社の登録申請書
- 自動車交通局車両登録申請書様式 MTA23
- 前年度の商取引許可申請書
- 付加価値税納付証明書
- 商取引許可証
- 土地権利証書

登録を更新をする際は、以下の書類を提出する。

- MTA23
- 前年度の商取引許可申請書
- 自動車交通局から前年に発行された商取引許可証

輸入者の名で輸入した輸入車両を登録するためには、MTA2を提出する。

スリランカにおける自動車輸入制度、手続きおよ	び関連事項に関する訳	問査	
2016 年 3 月作成			
作成者 日本貿易振興機構	(ジェトロ)お客様サ	ポート部賃	貿易投資相談課
	〒107-6006		区赤坂 1-12-32
Copyright(C) 2016 JETRO. All rights reserved.		Tel.	03-3582-5651